別表第四（第二百七条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

別紙様式第２号(1)（第121条第１号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～８　（略）	（略）	（負債の部） １～３　（略） ４　固定負債 ⑴　（略） ⑵　リース負債 ⑶・⑷　（略） ５～７　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） （削る。） ２～４　（略） １～３　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）

別表第四（第二百七条第一項第三号ハ関係）

項目	記載事項
（略）	（略）
共済契約に関する指標	一～七　（略） 八　共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 九　（略）
（略）	（略）

別紙様式第２号(1)（第121条第１号関係）

貸　借　対　照　表

（　年　月　日現在）

（漁業協同組合又は水産加工業協同組合名）

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
（資産の部） １～８　（略）	（略）	（負債の部） １～３　（略） ４　固定負債 ⑴　（略） ⑵　リース債務 ⑶・⑷　（略） ５～７　（略）	
		負債の部合計	
		（純資産の部） １　（略） ２　回転出資金 ３～５　（略） １～３　（略）	（略）
		純資産の部合計	
（略）		（略）	

（記載上の注意）　（略）